

給付基礎日額の変更手続きについて(第二種・一人親方)

2種

翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合は、①または②のどちらかで手続きが必要

① 前年度中に事前の申請を行う

(前年度の3月1日～3月31日)

本年度は1日が日曜日の為3月2日～3月31日 ※3月31日必着)

② 年度更新期間中に変更を行う (ただし、災害発生後の変更は不可)

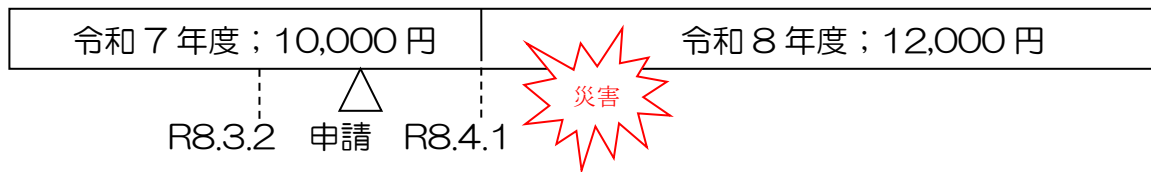
☆必ず「給付基礎日額変更申請書」を一人親方組合管轄の監督署に提出ください☆

(第1種、第3種とは異なり、保険料基礎内訳名簿への日額変更記載のみでは日額変更できません。)

※なお、日額変更申請書を提出した場合であっても、同時に保険料基礎内訳名簿の給付額区分の「変更」を○で囲み、変更を希望する給付基礎日額を記入してください。

例1) 令和8年3月2日から3月31日までの間に、令和8年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→令和8年度に災害が発生した場合、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。



例2) 令和8年度の年度更新期間中に令和8年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→原則、令和8年4月1日にさかのぼって給付基礎日額を変更

注1) 申請前に災害が発生していた場合は、その後で給付基礎日額の変更を申請しても承認されません。この場合、令和8年度内に発生した災害に対する保険給付は全て、給付基礎日額10,000円に基づいて給付。



注2) 申請後に災害が発生した場合は、給付基礎日額12,000円に基づいて給付。

